

福島市木造住宅耐震改修等補助事業 耐震改修等希望者募集（令和8年度）

地震による住宅被害を防止するためには、耐震性を確保する必要があります。このため、「耐震診断により耐震基準に満たないと判定されたもの」の耐震補強を目的とした「耐震改修工事」や「現地建替工事」を希望する方に対して、設計費及び工事費の一部を補助します。

1、募集戸数及び対象地域

募集戸数 計5戸程度

対象地域 市内全域

2、対象となる住宅の主な要件（次の要件すべてを満たすもの）

- (1) 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（昭和56年6月以後に増改築された住宅を除く）
- (3) 所有者が自ら居住するまたは居住する予定の専用若しくは併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)であること
- (4) 3階建て以下の木造住宅
- (5) 建築基準法違反に対する是正命令の対象にならないもの
- (6) 同一敷地内に耐震基準を満たす住宅を新築すること（現地建替工事に限る）
- (7) 原則令和9年2月26日（金）までに工事の完了及び報告書の提出が可能なもの

3、対象工事及び補助金額

地震に対する安全性の向上を目的とする工事（住宅のリフォーム工事等を一緒に行う場合、耐震補強に係る部分の工事のみ。被災により損傷した部材の補修は対象となりません。）、現地建替工事が対象です。

- (1) 一般耐震改修工事
耐震基準(上部構造評点が1.0以上)に適合するよう補強又は改修する工事
【助成金額】耐震改修工事費の4/5（上限115万円）
- (2) 簡易耐震改修工事
耐震基準(上部構造評点が0.7以上1.0未満)に適合するよう補強又は改修する工事
【助成金額】耐震改修工事費の4/5（上限69万円）
- (3) 部分耐震改修工事
主な居室に特化して耐震基準（部分評点が1.5以上）に適合するよう補強又は改修する工事
【助成金額】耐震改修工事費の4/5（上限69万円）
- (4) 現地建替工事
同一敷地内に耐震基準を満たす住宅を新築する工事
【助成金額】現地建替工事費の4/5（上限115万円）

4、申込方法等（必ず事前相談をお願いします。）

- (1) 募集期間 令和8年5月11日（月）～8月31日（月）まで
（予算額に到達次第終了。月締め、応募者多数の場合は抽選。）
- (2) 必要書類及び申込方法
住宅政策課へ事前相談をお願いします。また、必要な書類は下記のとおりです。

①補強設計+改修工事費補助を申請の場合

STEP 1	受付 月初め～ 月末まで	①「木造住宅耐震改修等助成事業補助金交付申請書」 ② 案内図 ③ 現況平面図 ④ 耐震診断書及び計算書 ⑤ 設計費見積書、工事費概算書
STEP 2	本申請 対象者決定後 2週間以内	⑥ 注意事項確認書 ⑦ 登記事項証明書 ⑧ 市税の完納証明書
STEP 3	交付決定後～ 2か月以内	⑨ 配置図 ⑩ 改修平面図、⑪ 基礎伏図、⑫ 補強計画図 ⑬ その他補強方法を示す図書（計算書等含む） ⑭ 工事費見積書

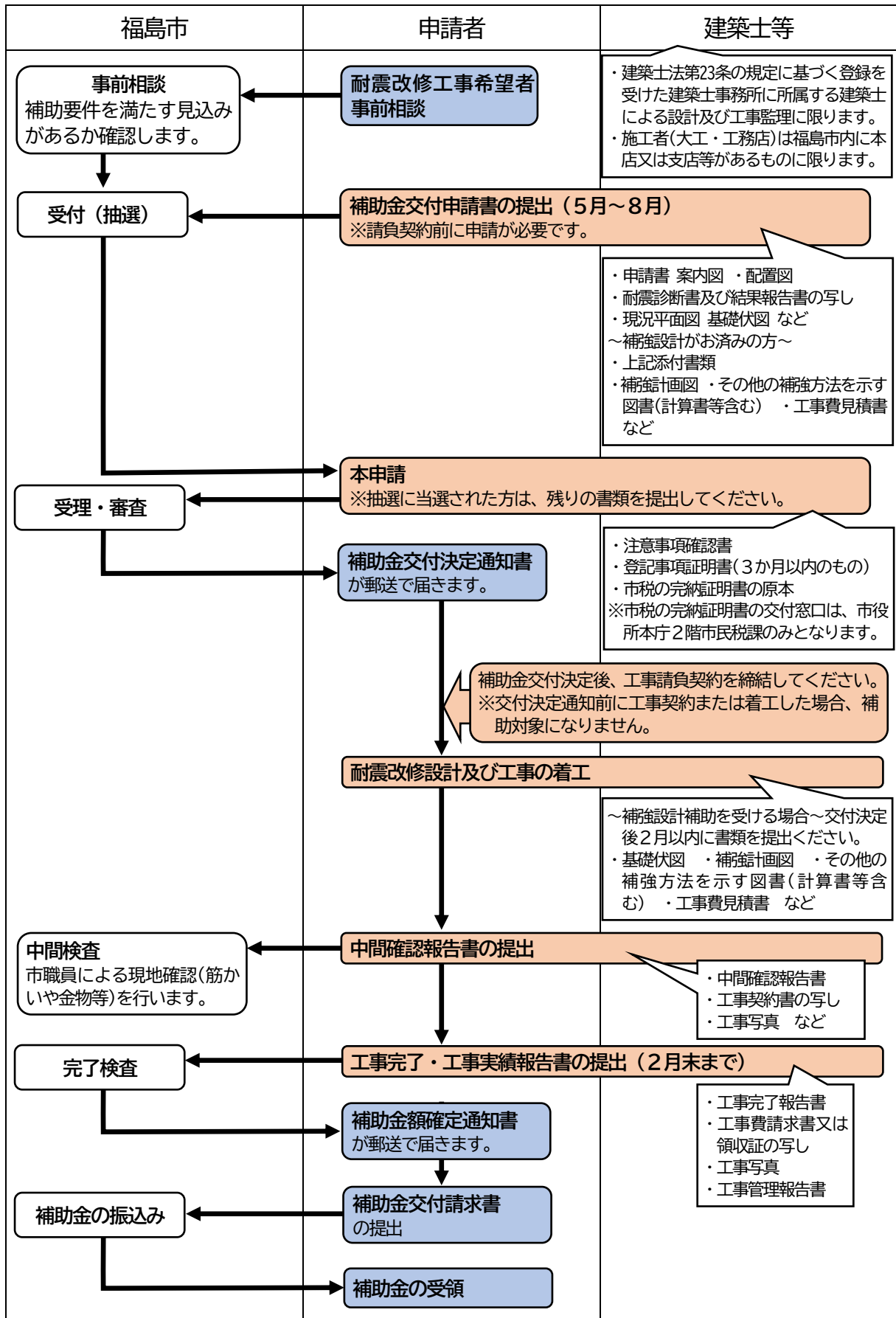
②改修工事費補助を申請の場合（補強設計がお済みの方）

STEP 1	受付 月初め～ 月末まで	①「木造住宅耐震改修等助成事業補助金交付申請書」 ② 案内図 ③ 現況平面図 ④ 耐震診断書及び計算書 ⑤ 配置図、⑥ 改修平面図、⑦ 基礎伏図 ⑧ 補強計画図 ⑨ その他補強方法を示す図書（計算書等含む） ⑩ 工事費見積書
STEP 2	本申請 対象者決定後 2週間以内	⑪ 注意事項確認書 ⑫ 登記事項証明書 ⑬ 市税の完納証明書

(3) 問い合わせ先

福島市役所6階 住宅政策課住宅政策係
☎（直通）024-525-3734
k-juu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

耐震改修補助事業のながれ



現地建替補助事業のながれ

